

# 八幡クラブ 賛助会員規約(スポンサー&サポーター)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、「八幡クラブ」(以下「クラブ」)という。

## 第2章 目的

(目的)

第2条 賛助会員は当クラブの目的に賛同して事業・活動を支援することを目的とする。

## 第3章 会員

(会員)

第3条 賛助会員は当クラブの目的に賛同して事業・活動を支援することを希望する、個人及び団体等で構成する。

(入会及び退会)

2 賛助会員の入会は、賛助会員入会届(別紙3)の提出をもって行う。

3 賛助会員を退く場合は、速やかに賛助会員退会届(別紙4)を提出する。

4 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。この場合、いかなる理由があっても納められた会費等の返却はしない。

(1) 当クラブの規約に違反したとき。

(2) 当クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。

(3) 賛助会員入会申込書の記載内容に重大な虚偽があったとき。

(4) 当該会員の社会的信用が著しく低下したとき。

(5) その他、当クラブが会員として不適格と判断したとき。

(届け出事項の変更)

第4条 会員は当クラブに届け出た名称、住所、電話番号などに変更があった場合、速やかに届け出ることとする。

2 前項に該当する届け出がないため、またはその届け出の内容が不十分であったため、当クラブからの通知または、その他の送付物が延着または未着となった場合は、当クラブは当該送付物が通常到着すべき時に会員に到着したものと判断し、当該送付物の延着、または未着について、その責を負わないものとする。

(会員の権利)

第5条 会員には、当クラブの資産などについて何らの権利、請求権は一切ないこととする。

(紛争)

第6条 本会に関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとし、会員は当クラブに対し、いかなる苦情の申し立ても行わないこととする。

(管轄裁判所)

第7条 本規約等に関して万一、会員と当クラブとの間で紛争が生じた場合、当クラブの活動拠点を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

## 第4章 会費

(会費、会員期間)

第8条 当クラブの賛助会員の会費、会員期間は以下の各号のように定める。

(1)個人会員(サポーター)1口 3000円/年 から

(2)企業・団体会員(スポンサー)1口 10000円/年 から

原則、会員期間は所定の会費を納入した年度内(翌年の3月31日まで)とする。

(会員名称、会員特典)

第9条 企業・団体会員(スポンサー)は、当クラブが設定する各種特典について、当クラブが指定する方法により受けることができる。

2 各種特典について、追加や変更が生じた場合は、当クラブ所定の方法で会員に通知するものとする。

①ゴールドスポンサー会員 1口 30000円/年

- ・クラブウェア(Tシャツ・ポロシャツ等)への企業・団体名の掲載(大)
- ・当クラブ発行のSNS、ポスター、チラシ、会報等への掲載(大)

②シルバースポンサー会員 1口 10000円/年

- ・クラブウェア(Tシャツ・ポロシャツ等)への企業・団体名の掲載(小)
- ・当クラブ発行のSNS、ポスター、チラシ、会報等への掲載(小)

③特別スポンサー会員 要相談

その他、カップ戦等の大会の協賛や、ジャージやリバーシブルビブス、ユニフォームへの企業・団体名の掲載も別途申し込むことができる。

## 第5章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第10条 会員が以下の各号のいずれかに該当した場合、役員会の決議に基づき、事前に通知することによりその会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことができることとする。その場合、第3章第3条4項の定めにより会費等の返却はしない。

(1)暴力団員による不当な行為に関する法律(平成3年5月15日 法律第77号)第2条の暴力団、またはこれに類する反社会的団体(以下、暴力団等)に所属する者(以下、暴力団員等)。

(2)暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者。

- (3) 暴力団等および暴力団員等と組織上、または業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者。
- (4) 暴力団員等に対し、資金その他便宜を提供し、または、社会的に相当と認められない密接な関係を有すると本会が認める場合。

## 第6章 規約の変更・改正

(規約の変更)

第11条 当クラブは、運営のために必要と判断される場合、役員会の議決を経て、本規約を変更することがある。

(規約の改正)

第12条 本規約の追加または変更がある場合は、当クラブは改正された規約を施行する前に、当クラブ所定の方法により会員宛に通知するものとする。

- 2 本規約の改正について当クラブからその内容を通知した後に、会員がその権利を行使した場合は、改正事項を了承したとみなす。
- 3 本規約に定めのない事項については、その都度当クラブの役員会において、別に細則を定めることとする。会員は、本規約の定めのない事項について、別途当クラブの定めるところに従うものとする。

## 附則

本会則は令和7年9月1日より施行する。